

佐倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

『佐倉市耐震改修促進計画』に定める目標の達成のため、市民の安全を確保することを目的に、『佐倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）』を策定し、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等への耐震化促進に向けての啓発、耐震診断を実施した住宅所有者等への耐震改修実施の呼びかけ、耐震改修事業者（以下「改修事業者」という。）の技術力向上及び建築物の耐震化に関する市民への周知・普及等の充実を図ることにより、住宅の耐震化を促進する。

2 位置付け

アクションプログラムは、『佐倉市耐震改修促進計画』に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、佐倉市内全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、平成12年5月31日以前に建築された自己居住用の一戸建ての木造住宅（丸太組工法を除く。）で、建築基準法令の違反がないものとする。

5 取組期間

令和6年度から令和7年度までの2年間とする。

6 取組内容

耐震改修に係る支援目標を達成するため、以下の取組を実施する。

(1) 財政的支援

『佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則(平成14年規則第号56号)』及び『佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱』に定めるところにより、住宅の耐震診断に要する費用及び耐震改修に要する費用（工事費の他、補強設計費・工事監理費を含む）の補助を行う。

(2) 住宅所有者等に対して直接的に耐震化を促す取組

市税（固定資産税・都市計画税）の納税通知書同封の案内文に、耐震診断・耐震改修の補助制度に関する案内を掲載する。

また必要に応じて、定期的を開催している住宅所有者等向けの「わが家の耐震相談会」に参加した住宅所有者等を中心にダイレクトメールや戸別訪問等を行い、住宅の耐震診断の実施を促す。

(3) 過去に耐震診断支援を行った住宅所有者等への耐震改修を促す取組

(1) による補助事業により耐震診断を実施し、耐震性が不足していることが判明した住宅所有者等に耐震改修の実施を促す。

さらに、耐震診断から1年が経過しても耐震改修をしていない住宅所有者等へ、ダイレクトメールや戸別訪問等を行い耐震改修の実施を促す。

(4) 改修事業者の技術力向上を図る取組及び住宅所有者等から改修事業者への接触を容易にする取組

改修事業者に対して、「ちば安心住宅リフォーム協議会」の開催する講習会への参加を促し、技術力の向上を図る。また、改修事業者リストを住宅所有者等へ紹介・配布する。

(5) 耐震化の必要性に係る普及啓発

・一般社団法人 千葉県建築士会 佐倉支部及び公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 印旛支部の協力の下、「わが家の耐震相談会」を定期的を開催する。

・「こうほう佐倉」に「わが家の耐震相談会」及び(1)の補助事業に関する記事を掲載し、住宅所有者等に耐震化促進について周知を図る。

・市ホームページに「わが家の耐震相談会」及び(1)の補助事業に関する記事を掲載し、住宅所有者等に耐震化促進について周知を図る。

・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の多い自治会にて、「わが家の耐震相談会」及び(1)の補助事業に関するパンフレットを回覧し、住宅所有者等に耐震化促進について周知を図る。

7 目標・実績及び取組状況の公表

市ホームページで、毎年度、次の耐震化目標・実績を公表する。

①住宅の耐震診断補助件数

②住宅の耐震改修補助件数

合わせて、アクションプログラムの評価・検証を行い、その結果を市ホームページで公表を行う。

	令和6年度取組内容	令和6年度支援目標
計 画	<p>(1)住宅所有者等に対して直接的に耐震化を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税(固定資産税・都市計画税)の納税通知書同封の案内文に、耐震診断・耐震改修の補助制度の案内を掲載する。 ・定期的開催している「わが家の耐震相談会」で相談のあった住宅等を中心に戸別訪問を行い、住宅所有者等に耐震化を促す。 <p>(2)過去に耐震診断支援を行った住宅所有者等への耐震改修を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果の報告時に、資料配布や説明等により耐震改修を促す。 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を実施していない住宅所有者等へ、文書等により耐震改修及び同補助の活用を促す。 <p>(3)改修事業者の技術力向上を図る取組及び住宅所有者等から改修事業者への接触を容易にする取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」が開催する説明会・講習会の案内を行い、参加を促す。 ・耐震診断を実施した住宅所有者等へ改修事業者の登録リストを配布・案内する。 <p>(4)耐震化の必要性に係る普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙やホームページを通じて、耐震改修の必要性や同補助制度について周知を図る。 ・耐震化の必要性に係る普及・啓発を目的として、「わが家の耐震相談会」や市主催行事への展示・紹介活動を実施する。 ・市が実施する耐震補助制度の内容を記載したチラシを配布する。 	<p>木造建築物耐震診断補助 9件 木造住宅補強改造工事補助 9件</p>